

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月13日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 号	平成30年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託
第 3	議案第 2 号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成30年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成30年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成30年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第13	議案第13号	大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド 設置及び管理条例の制定について	(原案可決)
第14	議案第16号	大竹市手数料条例の一部改正について	(原案可決)
第15	議案第17号	大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について	(原案可決)
第16	議案第18号	大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正 について	(原案可決)
第17	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関 する条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)
第18	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第19	議案第34号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	(原案可決)
第20	議案第29号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者 の指定について	総務文教 (原案可決)
第21	議案第14号	大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第22	議案第15号	大竹市税条例等の一部改正について	(原案可決)
第23	議案第19号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部 改正について	(原案可決)
第24	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について	(原案可決)
第25	議案第21号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)

第26	議案第22号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(修正可決)
第27	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部改正について	(原案可決)
第28	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第25号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内におけ る建築物等の制限に関する条例の一部改正につ いて	(原案可決)
第30	議案第26号	大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正につ いて	(原案可決)
第31	議案第28号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	(原案可決)
第32	議案第30号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第33	議案第32号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定につい て	(原案可決)
第34	議案第33号	大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定につい て	(原案可決)
第35	議案第35号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)	(原案可決)
第36	議案第36号	平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算 (第2号)	(原案可決)
第37	議案第37号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	(原案可決)
第38	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて	(原案可決)

—生活環境

○会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第13 議案第13号から日程第19 議案第34号(報告・表決)
- 日程第20 議案第29号(報告・表決)
- 日程第21 議案第14号から日程第38 議案第38号(報告・表決)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井馨	10番	山崎年一
11番	日域究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂

16番 山本孝三

○欠席議員（0人）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	大石泰
総務部	長	政岡修	
市民生活部	長	香川晶則	
健康福祉部長兼福祉事務所	長	米中和成	
建設部	長	坪浦伸泰	
上下水道局	長	吉岡和範	
消	防	長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局	長	中村一誠	
企画財政課	長	三原尚美	
産業振興課長併任農業委員会事務局	長	高津浩二	
環境整備課	長	田中英徳	
監理課	長	豊原学	
土木課	長	山本茂広	
都市計画課	長	中司和彦	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
上下水道局工務課	長	古賀正則	
総務学事課	長	真鍋和聰	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	中曾一夫
議事係	長	加藤豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井馨議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案 第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案 第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案 第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案 第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案 第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案 第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案 第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案 第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案 第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案 第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案 第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から日程第12、議案第11号平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月12日の議事を継続いたします。一般質問及び総括質疑を行います。

11番、日域究議員。

〔11番日域 究議員 登壇〕

○11番（日域 究） 皆さんおはようございます。市民の味方の日域でございます。なぜか私だけひとりぼっちできょう一般質問するんですけども、最後までよろしくおつき合ください。

先日の協議会だったと思いますけれども少し発言したことです。そういう意味では若干重複しますが、といいますかきのうトップバッターだった賀屋議員もちょっと引用されました。1月に基地議連という集まりが岩国でありまして、そのときになぜか岩国の福田市長はかなりいろいろお話していただきまして、印象に強く残っております。それをちょっと引用させてほしいと思います。基地議連の会というよりかその後の酒の席ではありまし

た。だから口が滑らかだったのかもしれませんが、岩国駅の橋上化っていう岩国市にとって大きな事業だと思いますが、ほぼ完成してますよね。私もJR乗っていきまして、初めてだったんできれいになったなという意識がありました。それでこういうことになったんかもしれませんが、岩国駅の橋上駅化について福田市長はこうおっしゃいました。総事業費が81億円だった。しかし、岩国市の実質的な財政負担は9億円で済んだ。いたく御満悦でした。財源内訳もあれですね、全部そこでしゃべってくれましたけど、まず最初に彼がおっしゃったのは防衛のお金は一切使っていません。ただ、岩国市は何でもかんでも防衛って思われるのが嫌だという気は多分お持ちでしょうから、防衛のお金は使ってませんよというのをまず最初におっしゃいました。で、実は何かと言えば国交省の社会資本整備総合交付金、これが9割近く認められたって言ってました。私はその場では仕組みがよくわからなかったんで一生懸命記憶して帰りましたが、調べてみると申請額の9割近くが認められたということだったんだと思います。換算すると81億円をベースに考えたら40億円ぐらいはこの交付金だったのかなという気がいたします。で残りは合併特例債、岩国市が合併したのははるか昔ですけども、今もって合併特例債は延期延期とやってですね、まだ生きてるんですね。それで合併特例債で残りを負担したと。御存じのように合併特例債というのは返済額、償還額の7割が交付税措置されますから実質負担は3割ですよ、そうすると私の概算でも大体10億円ぐらいになりますから9億円と10億円、若干違いますが岩国市の実質的な財政負担は非常に軽い、そのそういう軽い負担で岩国駅ができたということだと思います。大竹市は合併してませんから大竹市がそれをそっくりまねするっていうのはこれは無理です。無理ですけども、その前後に国交省のことであるとかいろんなことを話してくれましたけど、ここまで考えてるんかっていう気がしました。すごくしたたかといいますが、このしたたかさについては大竹市もまねをしなくちゃいけない、そんな気がいたしました。

それでですね、改めて考えてみると地方自治体の財政運営というのは国が決めた制度の上に乗っかってるわけです。民間の事業で言えば、ある経費が税務上経費で落とせるかどうかっていうのは大きな判断材料ですよ、それで物事決まったりするじゃないですか。同じように財源と言ってもさまざまな財源がある。例えばきのうの、ちょっとここで引用していいかどうかわかりませんが、谷和のソーラーの話においても事業する人間が大竹市にこれだけ税金が入りますよって、そして福祉の増進がどうのこうのっていう話がきのう出てきましたけど、地方交付税というのがありますから税金がそれだけあっても一定割合というかなりの部分は消えてしまいますからね、交付税の減額で。だから民間の人が普通思ってるのとは違うわけですよ。そういうことをよく考えてやらないとこれも全部ルールですから。スポーツやゲームと同じです。ルールを知らないものが負けてしまうんです。その意味で大竹市には苦い経験があります。このことが私の頭から離れないんですけども、大願寺の宅地造成事業です。平成6年ごろからかなり議会の資料引っ張り出して読んでみましたけど、やはりあることが大きく欠落しています。宅地造成事業は国が決めた財政の仕組み、地方財政計画っていうんでしょうけどもその仕組みから外れてますからね。要するに皆さん地方自治体は税金を集めてそれで行政をするわけですけども、その税金を集め

て行政をするといっても、豊かな自治体もあれば、それこそ税収はほとんどないけどもそこに住民がいて自治体があるというところもあります。そのままじゃできませんから、じゃあその不公平を何とかしようっていうのが地方交付税です。大竹市も地方交付税は受けてますね。そうなってくると税収がふえれば、大竹市さんこれだけ税収がふえたんですから交付税は少し減らしますよ、いいですよねっていう仕組みになってます。だから努力するって言っても努力をするスタイルによって努力してもそれが実を結ばないものもあれば、実を結ぶものもあるわけです。だから宅地造成事業っていうのは宅地造成事業で土地を売ったりしてそこでお金が入ってそこでペイすればそれでオーケーです。でも宅地造成で土地をつくりました、それが売れました、で、固定資産税がたくさん入ります、だからそれで借金返しましょうっていう場合に、固定資産税は入るんですよ、もちろん入りますけども、それに見合うといえますか、数字を言えば75%ですけども、その分は交付税が減ってしまうんです。だから、借金をして土地をふやして固定資産税をふやして、まちを運営していこうっていうそういう手法は通常の地方自治体においては取り入れないんです。だから大竹市も当然そうじゃない方法で大願寺宅地造成事業考えたんだと思います。当時は競艇収入もたくさんありましたから、たちまちは何とかなるというふうに考えたんだろうなという気はしますけれども、いざ事業始めようとした平成12年度から競艇収入はゼロになりました。そこでどうしたかですけども、もちろんいろんな紆余曲折があって岩国市に岩国の米軍の事業に土が売れるっていう話が起ったり消えたり、いろんなことがありましたけど、やはり最後は地方交付税のこと考えたら固定資産税が幾ら上がっても、もちろん工場ができれば法人関係の税金は入りますけども、何が入ろうとも税収がとにかくふえればそれに見合っただけで地方交付税が減るわけですから、そういう議論をしたかっていうとどうも議会の記録からは交付税のこの字も出てきません。当時の市長が県とどういう交渉をしたかですけども、交渉っていうのは理屈のこね合いですから大声出したほうが勝ちっていう面もあるかもしれませんが、声が大きかったらいいっていうもんでもありませんよね。要するに土地が売れなかったら、これこれしかじかで大竹市はこんな大変なことになるんだと。しかも県が1期、2期だっているいろんなことを言ううちにどんどん経済情勢悪くなると、そこんとは何とかしてくれと、大竹市破綻するやないかって言うてですね、全額じゃなくても一定割合の県の支援は取りつけるべきだったんです。豊田市長は当時、不転の決意だったかな、政治生命をかけるだったか忘れましたが、そう言うてですね、この場で議会で話してるみたいです。そう言いながら何にもなしで消えたんですから。127億円の借金を全く大竹市が負担するんですよ。しかもそのための財源って東栄から入ってくる固定資産税は75%は交付税が消えるという形でなくなるわけですから。たった2億円、3億円のお金、利息じゃないですか、120億の借金があったら。今まだ33億円ぐらいいかな返済したのが。土地造成会計自体はいろいろな操作によっていろいろな物がわかりにくくはなってますけども、大願寺に関係してできた負債のうちまだ返済残ってるのが90億円以上あるはずですよ。これ延々返していくわけですから。そのことを考えたときにやはり岩国市と大竹市の彼我の差といえますかかなり大きなものがある。少なくとも今さら豊田市政のことを言ってもしょうがないんですけども、これからはそういうことがないよう

に気をつけていかなくちやいけない、すごく感じるんです。

福田さんの話を聞いてぼっと思い出したのが、非常にスケールの小っちゃい話ですけども、去年12月に新町3丁目の土地を買うっていう予算が補正予算がありましたね。私も賛成してしまいましたけど、よく考えたらあれは新町ポンプ場がらみの土地ですからこれも国の交付金か補助金かもらえるだろうなと思います。で聞いてみたら対象にはなってます。でも今もらう気はないというもらえる状況にありませんと、そういう話でした。何ですかっていうと手順がそこまでいってないわけですね。都市計画決定はしてあるんかどうかが私詳しくは知りませんが、都市計画決定をして事業認可を得て、それで具体化させてそれから補助金をもらいながら工事を進めていくっていうのが公共事業の通常のパターンだろうと私は素人ですけどもそんなふうに思ってます。しかし、事業計画ないんですよ。じゃ何で土地買うんって。いかにも大竹市があそこの土地を買えば新町ポンプ場の事業をいよいよ前進させ始めたというふうなイメージを与えるかもしれませんけど、それ違いますからね。何で事業の絵をかく前に土地を買う行為に走ろうとしてるのか、そこを私は聞いてみたいんです。あそこの雨水か、あれを小瀬川に水を出すだけでも、小瀬川を管理しているのは国交省ですから国交省がいいよって言わないと水出してはいけませんよ。そんな話も今からって言うんです。そしたらそういう水面下の事務手続を進めてそれからでしょう。さっきの大願寺の話もそうですけど、やっぱり用地買収までには準備があるじゃないですか。何かつまみ食いのように1カ所だけ土地を買っても前に進むわけじゃない。ましてやあそこは40年ぐらい前に土地買ってますよね。7,000万円ぐらいの評価で、8,000万円ぐらいかな、評価で土地開発公社の試算の中に上がってますけども、あの昔に、それこそ無責任に買ってそれをずっと借金ですからね。利息だけ払っているんでしょうけども。あの反省があるんであれば今回だって土地だけを先につまみ食いするような買い方できなかったはずですよ。せっかく過去の失敗があって、その学習効果っていうのはどういうふうに活かされてるのかそれを聞いてみたいと思います。それが1問目でございます。公共事業は大事ですけども、手順を踏んでやっていただきたい。

2問目に移ります。市営アパートの御園2号棟、3号棟の話です。今皆さん引っ越しの最中でばたばたしてるようですけども、いろんな理由があるんでしょうけども岩国大竹道路が2号棟、3号棟の一部にかかるということで、2号棟、3号棟は解体することになりましたよね。それで今ちょうど引っ越し作業のさ中ですよ。立ち退きですからどっかに行ってもらわなくちやいけない。それで一般のところと言いますか、外部に出ていく人もいれば新しい6号棟に行く人もいれば違う市営住宅に転居する人もいます。その解釈ですけども、立ち退きですから最大限のサービスをしてくれるのかなと思いますが、もちろん立ち退き費用とかそういうものは出るんでしょうけども、改めて新規に市営住宅に入居するように全ての手続、特に厄介なのが連帯保証人らしいんですけども、所得要件があつて所得証明をつけた、しかも印鑑証明をつけた、連帯保証人届っていうものを要求してるというふうに聞いてます。もともと連帯保証人っていうもの自体そこまでの話かという話もありますが、何はともあれかなり苦勞して書類集めをしてるやに聞いています。水道料金の滞納がないとか税金をちゃんと払ってるかそんなものまで要求されてるみたいですけど

も、市営住宅から市営住宅に移るそしてその原因は行政の側にあるわけですから、そんなに四角四面な書類を要求しなくていいと思うんですけども、なぜそこまでのか尋ねてみたいと思います。何か丸太ん棒を飲み込んだっていう表現がありますけども、四角四面なんですよ。それだけのことじゃないですか。どうもルールを曲解してるというか誤解してるというか、もっと柔軟にできないものかという気がいたします。ただ、ヒアリングのときに私が書類がそろわなかったら転居できんのかって言ったら、課長はそんなことはありませんって言われたんですよ。この差異はどこにあるんです。そんなこと外部には言ってませんよね、言ってることとやってることとといいますか、全然難しいことじゃないんですけども、方針を決めてそれをきちんと公表して、このようにやってくださいねって言ったなら円滑に進むんですけど、みずから厄介なことを言ってあとの調整に窮しているというふうに思います。余りにも今の都市計画課のやり方は私は幼稚というかみじめというかそんな気がしますけども、改めてどういう方針でやってきてこれからどういうふうにするのかお尋ねしたいと思います。

3番目にいきます。これきのう大井議員が質問されましたけど、ちょっと趣旨をかえてますけど民間の仕事ですよ。民間の仕事に対して公がどのように関与していくかっていう角度からこう聞いてみたいと思いました。私、連立方程式っていう考え方が好きなんですけども、大竹市の市営住宅のガスの問題、LPガスですけども、これ大竹市が持っている市営住宅という建物というかそこを舞台に、ガスを売る業者と買う入居者というものがそこにかかわってくるわけです。大竹市役所っていうのはその場所を提供している立場です。その場所を提供している立場がどのぐらいの責任とか権限とかがあるのかなっていう問題なんですけども、もう1つは谷和のソーラーです。これは民間の業者がやることですから大竹市とは直接関係ありませんよね。ただ、開発行為というものがありますから、林野開発については広島県が許認可権をもってると思います、大竹市においては。それが大竹市とどういう関係にあるのか知りませんが、谷和については大竹市の課長さんが何度か知りませんが、何名かもよくわかりませんが、説明にあそこまで赴いてるわけです。市営住宅のガスについては全然避けてますよね。当事者が話にいったらもちろん話ぐらいしてくるんですけども、自分たちは関係ないという感じで避けてるんですけども、民間の事業に対して公が関与する基本的な考えっていいですか、そういうものがやっぱり根っこにないと物事は一貫性がなくなりますよね。テレビがきょう森友学園ばかりやってますけども、基本的な理念が崩れるとあっちこっちにそごが出てきて収拾がつかなくなるというふうに思います。皆様、市職員の皆様が公務を遂行する上での基本理念というものがあるとすればそれを踏まえた上で御答弁をいただきたいと思います。

済みません、私原稿書いてきたんですけども読まずに勝手にしゃべってしまいましたんで、若干答弁とずれが生じるかもしれませんが御容赦ください。

以上壇上での質問を終わります。よろしく御答弁ください。お願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 過去の全てが現在になっております。過去のいろんないきさつ等について考察することは大変大切でございますが、私は過去の皆さん方が決断されたことに対してはそれを受け入れた上で、これから発展を目指してまいりたいというふうを考えております。

それでは日域議員の御質問にお答えいたします。1点目の新町雨水排水ポンプ場等の整備にかかる財源についてです。議員御指摘のとおり、本市が実施する公共下水道事業、道路事業はいずれも国の補助金、社会資本整備総合交付金を受けることが可能な事業であり、事業の実施に当たっては国の補助金等の財源を最大限に活用するよう努めているところでございます。しかし、国の補助金を受けるには具体的な計画の策定や予算要望などが必要ですので、補助金が交付されるまでには通常数年間を要することとなります。今回の案件に関しましては、新町3丁目地区において緊急車両や市民の皆様の避難路を確保するため、過去に道路事業を進めてまいりましたが、14年前に関係者との協議が整わず用地買収を断念した経緯がございます。このたび、この長年の懸案が解消できるとの情報をいただき、この機会を逃すべきではないと考え土地買収の可能性や財源状況を総合的に判断し、現時点で最も有効と考えられる手法で事業を実施する結論をしたところでございます。

続いて市営住宅御園2号棟、3号棟の解体に伴う転居者の連帯保証人の選定についてです。本市の市営住宅に入居する際には大竹市営住宅設置及び管理条例に基づき、連帯保証人2名の連署を求めています。ただし、特別の事情があると認められる方については連帯保証人の選定を要しない旨を規定しており、その要件を市営住宅連帯保証人免除事務取扱要領に定め、一定要件を満たす場合に限り連帯保証人を1名ないし2名免除できることとしております。市営住宅間での移転の場合、その理由にかかわらず手続上は一旦退去した上で新たに入居していただくこととなります。そのため、通常の入居手続と同様に連帯保証人2名の選定を求めることが原則的な取り扱いとなります。また、現在の市営住宅の入居時に提出された連帯保証人届の転用につきましては、新たな市営住宅への入居に伴って住宅使用料等が変更となり連帯保証人の補償対象も異なるものとなることから、改めて届け出をしていただく必要があると考えております。しかしながら、このたびの入居手続を進めていく中でさまざまな事情から、どうしても連帯保証人の選定が困難との相談がございました。入居者の皆様の生活の安定を第一に考える中で今回の移転が公共事業によるものであることから、道路事業や建てかえなどによる移転で連帯保証人の選定が困難かつ市営住宅への入居が適当と認められる場合には、連帯保証人の選定を免除できるよう取扱要領を改めたところでございます。

最後に、民間事業に対する職員の対応についてです。大井議員への答弁と重複いたしますが、谷和地区の太陽光発電事業計画は民間の事業者が独自に進められる事業でございます。市が今事業を推進する意図をもって住民の皆様働きかけるものではございません。しかしながら、明確な説明がないままに現地調査が進む中で不安に思われた地元から現状を把握したいとの相談を受け、住民の皆様の不安軽減に努める必要があると判断したため事業者から聞き取った情報をお伝えするために関係課が地元へ赴いた経緯がございます。また、事業者に対しては地元への丁寧な説明など誠実な対応に努めるよう伝えてい

ろであり、今後も行政として必要な対応を行う考えです。

市営アパートのLPガスは入居者個人がガス供給事業者と契約を結んでいるもので、事業者の変更等に伴うLPガス供給契約の解約については消費者の自由な意思に基づいて、自己責任で判断されるものでございます。しかしながら市営アパートの場合、入居者個々による契約とは言え、配管等の設備を団地内で共有しているため、契約変更などは入居者全員の統一された意志に基づいて協議していただく必要がございます。昨年一部の市営アパート入居者からガス供給事業者の選定や価格交渉を行いたいとの申し出があり、同様の回答をさせていただいております。民間事業と行政のかかわりについては行政が民間を指導、制限するものもあれば民間の力を借りて行政運営を推進するものであります。また、公が介入すべきでない案件もございます。これらを一くくりにして統一した行動原則を示すことは不可能ですが、市民の皆様の安心、安全、幸せ感といった観点から個々に必要性や優先度を判断しながら行政としての役割を適切に果たしていきたいと考えております。

以上で日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。

最初の質問ですけど、もちろん国がいろんな面で補助金をたくさん、たくさんといいますか、いろんな場面で補助金の制度もってるともいますから。担当課の皆さんはそれをいかに上手に使おうかと思って日夜頑張っておられることは大原則としてはよくわかります。ただ、私思ったのは岩国の福田市長が私の真ん前で熱弁をふるってくれたっていうことが1つありますけども、前から思ってるのが新町の郵便局前交差点ちゅうかな、いわゆる青木線の入り口ですけども、狭いじゃないですか。皆さんあれ何とかしたいと思っておられるみたいですけども、平成22年まで課長した人がかなり詰めた段階まで話をしたんだっていうふうにおっしゃってましたけど、それから10年近く、8年かな7年かたちますけども進捗してませんよね。それはそれでしょうがないんですよ、相手がいることです。ただ、たまたま利害関係があるような人とこの最近会う機会があって、全然様子が違うんですよ。その辺から含めて言えば解決するじゃんっていう気がするんですけども、言い方かえたら、皆さん土地の買収ってそんな単細胞でいく話じゃありませんから、どういう手順を踏んでやってるんかなって。将を射ようと思えば馬を射よっていう話がありますよね。世の中ってそういうもんですから単に将のどこ行って土地売ってください、こんだけ売ってください、家の前をちょん切らせてくださいって、切らせてください、あとは知りませんってそんな交渉をやって成り立つわけがないですよ。成立しませんよね。それで土木課長は仕事したつもりになっとるんかって、そこはそれを絡めてみたときに今回の新町の話も今回買おうとした土地の中にポンプ場用地もあるけども、ポンプ場用地というよりかそれも含めた道路部分があってその道路部分をちょっとそれを確保できれば道路が、何て言うんですか、こうぐるぐるって回って通れるようになりそうだと、それで消防も入れるし救急も入れるしよくなるだろうってそれは私十分理解できます。十分理解できますけども、そのためにさっき市長が言われた何年かに交渉が決裂してそれで終わってしまったと。それが今回広めに買うことによってそこも手に入るかもしれないから買う決断に至ったん

だってというのが市長の答弁だと思います。それはそれでよく理解できます。理解できますけども、道路の部分だって何とか交渉できるんじゃないですか。そういうふうな行政にとってかなりのこう、何て言うか、本来の理想的なやり方から見たときに余分な経費がいたりあるいはもらえるべき交付金がもらえない状態での決断に至ったり、そういうマイナスのことを極力避けてほしいんですよ。さっき言った過去の話は今さらどうしろって私も言いませんよ。過去の話はいいことも悪いこともあります。それは次への経験としてあしたから先、生かしていきやいいんわけですから。過去のこと嘆いても喜んでも、それは愚かなことです。そう考えたときに何か足りないもんがあったんじゃないかなと思って、今どうこうしろとも言いません。言いませんけども、やはり交渉っていうのは大事なことですし、交渉っていうのは極端に言えば市役所がどんだけ信用されてるかっていうことでもあります。そういう意味でこれから大竹市も厳しい状況ですから、さっき言いましたけど。しばらくの時間、相当長い間において厳しい財政が続くと思いますけども、その中においてそれ以上の、それ以外のマイナス面を発生させないようによろしくお願ひしたいと思います。それで最初の質問を終わります。

今のやつ御答弁があったらお願いいたします。

次、市営アパートの件ですけども、今市長の御答弁ありがとうございます。公共事業で立ち退くなんてことは多分木造の平家の建物の場合は知りませんが、ああいう鉄筋コンクリートのいわゆる市営アパートといわれるものが公共事業のために立ち退きになったっていうケースは過去にないと思います、大竹市においては。だからルールがなかったのかもしれないけども、取扱要領か何かがあるんですか、さっきメモが追っつきませんでしたけど、保証人が2人いるっていう大原則があってそれ以外の特別な事情がある場合にいろんな手続を簡素化する、書類を要らないようにするっていう取り扱いのルールがあって、その中でこういう場合はこうだとか2名あるのを1名でいいとか2名だけゼロでいいとかいろんなことを決めてるような、取り扱い要領とおっしゃったかどうか記憶にありませんが、それを改めたって言われましたよね。改めたのはいつであってそれを改めたっていうことを公表してるかどうか教えてほしいんですけども。別にこれ個人、プライバシーにかかわる問題じゃありませんから取扱要領を改めたのであれば、それはいつの出来事なのか教えていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今お話がありました連帯保証人免除事務取扱要領でございます。これまでも要領に基づきまして、建てかえ等に伴い市営住宅に特定入居をされる場合については一定の条件のもと1名ないし2名連帯保証人が免除できるという規定を設けておりました。しかしながら、今回市営住宅の建てかえ等に伴って他の市営住宅に移転を余儀なくされたという入居者について連帯保証人を選定することがどうしても困難であると、かつ公営住宅法の趣旨にかんがみて市営住宅に入居することが適当であると判断される場合について連帯保証人を免除することができるというふうに改めております。これは平成30年2月26日付で改正をいたしております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 当事者は知りませんよね。ちょっとその書面を出してもらえませんか。2月26日にかえたっていう証拠書類出してください、お願いします。誰も知らないですから。何で今になって言うんですか。

○議長（児玉朋也） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時37分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

ただいま議員から資料請求がありました件について、議会からの資料請求としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 異議なしと認めます。よって議会からの資料請求といたします。

ただいまの資料について職員をして配付させます。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

補足説明ありますか。

都市計画課長

○都市計画課長（中司和彦） 済みません、時間がかかってしまいまして大変申しわけございません。先ほどの市営住宅連帯保証人免除事務取扱要領ですけれども、今お手元に配付しております新旧対照表のほうで説明させていただきます。これまでも3条2項のほうで公共事業等移転に伴って特定入居される場合について1名保証人を減にすると、あと病弱等で就業されていないというふうな要件に該当する場合について連帯保証人を2名減とするというふうにしておったわけですが、これに加えて、今回建てかえ等の事業に伴って市営住宅に特定入居しようとするものについてどうしても連帯保証人を選定することが困難であると、かつ公営住宅法の趣旨にかんがみて市営住宅に入居させることが適当であると認める場合について連帯保証人2名免除することができるというふうしております。この要領につきましては内部の事務等手続を定めるものでございまして、告示等を行っておりません。今後ホームページ等で公表する予定としております。それで今の状況でございますけれども、公表の状況ですが、今回そういった公共事業で移転を余儀なくされた方についてどうしても連帯保証人が見つからないんだという申し出があった方について、直接お話をしてこの要領に基づいて連帯保証人を免除するという扱いをしております。今そういった連帯保証人の免除について申請をされておる方、申請を手続中の方もいらっしゃいますし、その手続が終わった方、引き続き連帯保証人を探すんだと言われる方もいらっしゃいます。基本的には連帯保証人について、つけていただくという基本方針には変わらないんですけども、今回ような形でどうしても見つからないんだという方について、こ

の要領に基づいて連帯保証人を免除しておるというところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 3回目です。日域議員。

○11番（日域 究） こういうものがあつたんですね。今、都市計画課長から説明がありましたけど、ある意味では問題が連帯保証人の話ではなくなってるんです。もう連帯保証人の話は終わりです。例えばこれ、内部だから外部からはわからないわけですね。ここに第4条、市長は前項の規定による申請があつたときは誰が申請します。法治国家ですよ日本は。こういうことが公開してあるものに無ければ誰がこれ申請するんですか。皆さんとれとれって言うけどとれんで困るとるんですよ。誰が申請します。できるわけないじゃないですか。内規と公開してある法律とか条例とか違いますよ。それをわからん人間が課長やるとるんですか。

○議長（児玉朋也） 日域議員、もう少しトーン下げてください。

○11番（日域 究） 優しく言います。議長もわかってほしいですよ。どうやってこれ申請するんですか。わかりませんよね。内部にあるんですから。この内規っていうやつは変なものなんですよ。だから内規っていうのはあること自体も言わなくてもいいかもしれない。対外的に示す文書は対外的に示す。そのかわり外部の人間とやりとりするときには対外的に示した文書だけを根拠にやりとりしないと、内規がありますって言ったらわけわからんじゃないですか。若干時間を使って内規の問題1つ言います。公営住宅には市長とか知事とか町長とか権限でもって家賃を減免できるっていう規定が大体どっかにあるんです。広島県も持ってる、大竹市も持ってる。例えば私前どっかで1回言いましたけど、玖波に県営住宅と市営住宅が並んであります。県営も市営も基本的には公営住宅ですから公営住宅法ですから、同じような家賃です。もちろん応能負担ですよ。でも一定額から下に下がったときに別途設置者といいますか、市長とか知事が決めた減免規定があるんです。これは内規なんですよ。だから公表してありません。でも所得が下がったときに玖波で県営に住んでると市営に住んでる人で家賃が3倍も違うんです。調べてみたらその内規が違うんです。こういうこともね、例えば募集しますよね、市営住宅の玖波の何号こうですああです言うじゃないですか同時にね県営も玖波があいてますよって、住むのは大竹市民ですよ、大竹市民が選ぶときにどっちがええかねって選ぶときにうちん方は所得はこれぐらいよねって思ったときに内規がわかっていれば、そりゃ安いほう選びますよ。ほかが同じであればね。そういう選択できる、何とかな、選択できるその権限っていうか、そういうあれないわけですよ。知らずに入って何で県営が安いってなるわけですよ。私が聞いた話じゃ母子家庭は安いよって聞きましたけど、調べてみたら母子家庭じゃありません。内規です、所得です。そういう何て言うのかな、行政から見たらそれでいいのかもしれません、一般市民から見たときに、わしら県営と市営と両方あってどっちでもよかったんじやけどねって、あつちたまたま頼んだんよ、そしたら家賃こんな違うんよってそう言われたら、どきっとせないけんのですよ。どきっとせんかったらもう公務員する資格ありませんよ。内規っていうのはそういうもんですから。これは都市計画課長が市長にお願いして変えましようって言って変えたんでしょ。市長が決めるんですから。それを公表しなかつ

たら外部わかりませんよね、申請できませんよね。これ公表しない、少なくとも関係ない人間にまで全部言うことはないかもしれないけれど、当該立ち退き該当の人たちに大変そうなので、ちょっと市役所の中で相談して、今度いいことになりましたと言ったらいいんですけど言ってませんよね。この申請ってどうするんですか、書式は。何か物すごく自己中心的過ぎませんか、余りにね。ちょっとその辺御答弁ください。お願いします。

○都市計画課長（中司和彦） 済みません、ちょっと説明が漏れておりました。この要領につきましては2月26日に改正をされておるんですが、ちょっと時間がなかったということでまだ公表はできておりませんが今後ホームページで公表していく予定です。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員、もう一回許します。手を挙げて言ってください。

○11番（日域 究） それ今の答弁は正直なところですよ。今からまだ公表してないから今後ホームページで公表したいっていうのはこれがうそだとは言いません。正直な内容だと思いますが、そしたらこれはいつから機能するんですか。もうある意味では何となしにこれ機能してるふうもあるわけですよ。最初は意地でも保証人出せて言ったのが、何か最近、いや変わったんやとかですよ、いろんな話があるんですけども、さっきの市営と県営の所得の低い方への家賃じゃありませんけども、きちんと決めてあることを公表しないから皆さんが断片的な情報をもとに推測するんですよ。あの人はいえって言ってもろたとか何かあちはこうらしいよとか、物すごく発展途上国的なんですよ。決めたのであれば少なくともストレートな対象者は2号棟、3号棟の人たちですから。最新情報ですとこうなりましたと、そしたらさっき苦労して集めて出した人が文句言うかもしれませんが、その周知の仕方が悪いことと、これ何でこの段階なんですか。これ県には県の県営住宅の担当課がありますよね、そこで聞いたら県は大きい組織ですから県営住宅は県内にたくさんありますよね、当然そういうケースもあるだろうという気がして県営住宅で聞いたら立ち退きで引っ越す場合にはそういう書類を求めませんと。本来は立ち退きであっても新規に市営住宅に入るんですから、新規入居として扱うけども、これはそういう場合は県が引っ越してくれってお願いをしてるんですから、それはもらえませんよっていつもそういうやり方でやっていますって言うんですよ。これ市が立ち退いてくれってお願いしてるわけですよ。だから最大限の便宜を払うなり何なりしていいと思うんですけども、ひっそりなぜこの時期にこんなもの決めたのか、その前の段階でこういうこと検討しないのかさういうとこ決めたら決めたで隠してたらわからないじゃないですか。黙ってホームページに載せてもホームページ見ないかもしれませんよ。高齢の方が多いですから。ルールって担当課の言いわけのためにあるわけじゃないですからね。皆さんにおふれを出して、大竹市はこういうやり方で行政を進めますからねって、知っておいてくださいねっていうのがこういうルールですから。何かのあらゆる段階で皆さん勘違いしてるんじゃないかと思いますが、過去の、なぜこの時期に決めたのか、こういう検討はしなかったんですか。

お願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今回のように公共事業に伴う移転であっても一旦は退去をし

た上で新たに入居していただくということになりますので、通常の手続として連帯保証人を求めておったわけです。しかしながら、その手続を進めていく中でどうしても連帯保証人が見つからないんだというお話、申し出がありましたので、今回そういった人を救っていくために要綱、要領を改正したものでございます。

○議長（児玉朋也） もう一回いいですよ。

日域議員。

○11番（日域 究） これ決めて、26日でしょ。3週間まだたってませんけど、相当たってますよね。その間ホームページに載せる時間、こともできたでしょうけども、何はともあれこういう該当者ってあそこに十数人ぐらいしかいないわけ、もっと30人かな、いないわけですから、ほんで例えば第一ビルは皆さんの命を受けて手続してるわけじゃないですか。第一ビルのほうに苦情が来るわけですよ。第一ビルだってかなわないと思いますよ。苦勞して集めた人たちに対してはそれはありがとうでおわりですか。やっぱり物事が始まる前に物事をちゃんと決めておかないと、そこで出した人、出さずに済んだ人っていう差ができてくるとまたそこでひと悶着ありますから。こういうことは想定してなかったわけですね。県に尋ねたりもしなかったんですね。何でもかんでもすぐ聞くじゃないですかよ。それに。私、昔に出初め式のときの市長の服装について廿日市市役所に聞いたことがあるんです。そしたら私が聞くより直前に、もう大竹市の消防から問い合わせがありましたって笑ってましたけど。私が消防にかけて、次すぐ廿日市かけたら、大竹市消防がすぐ廿日市に聞いているわけです。あのぐらい近隣のまちとか県とか、何かあったらすぐ問い合わせをする、あるいは、悪いとは言いませんよ、そういう習性とか行動様式をお持ちなんですけども、今回については県の対応と全然違いますよね、そこまで思いがめぐらなかつたということでもいいんですか。責任者としてですけども、責任者は市長なんか課長なんか私はわかりませんが、相当現場に混乱を生んでることは確かです。そのことについてどう思われるか。最後それで結構ですからお答えください。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今回のような公共事業に伴って移転を余儀なくされた方の連帯保証人の取り扱いについて、他の市町のほうにはちょっと確認はしておりません。しかしながら、今回そういった手続をしていく中でどうしても連帯保証人が難しいんだというお話がありましたので、今回のような措置をとらせていただいたところでございます。以上です。

○議長（児玉朋也） これは終わりました。

もう一問、次お願いします。

○11番（日域 究） さっきの件ですけど、フォローをよろしく願いいたします。

谷和の件とLPガスの件というか、市長の答弁は一口で言えばいろんなケースがあるんで統一的なこういう方針でやるんだという方針を、基本方針を一言で示すことは難しいって話だったと思います。まあ、それはそうかもしれませぬし、そこである意味言って言えないこともないような気もしますが、そういう御答弁でしたよね。谷和の件について言えば、それこそ市は関係ないですよ。1つには嵐谷の件があつて、ああいうふうにな

ったら困るよねっていうのがあったっていうけども、この話をもっと前から言ってますから、嵐谷の件とこの間というのはどのぐらいですか。ほとんど、スタートは違いますけども、物事が見えるようになったときにはもうこの話は進みますから、あちらがあんなふうになったのを知ってから、反対っちゃうことはないですわね、地元の人は今でもあんまりいいと思ってないみたいですが、嵐谷のときのことを言えば廿日市が許認可権限持っている行政ですから。で、大竹市に同意が来ますよね、同意じゃない、意見を求めるんですね。そのとき、1回目のとき皆さん意見なしでしたよね。私は去年6月議会で言ってしまったわけですが、そしたら8月かな、次の設計変更のときには皆さんからたくさんかどうかはそれは私見てません。見てませんけども。注文がついたっていうふうに聞いてます。やはりそこんところがあるわけですよ、大竹市でもしそういう林野開発が始まるというか、そういう申請が出たら相手は県ですよ、県が大竹市に意見求めてくる。そのときに皆さんがどういう立ち位置で物を見るかです。やっぱり大竹市として大竹市の山ですから、変なことされたら困るよねって変なこと起こらんように一生懸命こうしてほしい、ああしてほしいっていう注文をつけるならいいですけども、嵐谷の例でいくと何にも言わないですよ。もちろん前の持ち主のこともありますよ。皆さん御存じですよ、だから森友学園的な状況になったんかどうか知りませんが、それがあってもうまいぐあいいかないと前の持ち主だっておもしろいことはないですよ。私今一番心配しているのは前の持ち主さんだと思いますよ。自分が手放したもんが立派に完成したら、そらうれしいですよ。いらなかってうれしいはずがないですから。やはり責任を持つことはあることを企画したときにそれがちゃんと目的を達成していい結論で終わることが目的ですからね。いいがいいかんかもしれんけど、しょうがないけん黙っとこうというのは物すごく無責任な態度です。

それにはそういう態度をとっていながらLPガスのほうは何かそれこそこれは大竹市が持っている市営住宅の中の出来事ですから皆さん関係があるんですよ。普通は賃貸住宅的に考えれば業者決めるのは家主ですよ。でも大竹市の場合は違う違うって言われましたけど、さっきも供給受けるのは入居者です、入居してる方。ほんで供給するのはガス会社、ガス屋さん。大竹市はじゃあ、大竹市の権限っていうのは少ない、ほとんどない、ないことはないでしょうけども、アパートができて以来業者1回もかわってませんから、1回もかわってない中で価格が相当な差をもってるわけです。8割っていうか前回議会の資料の中で見たのが8割でした。その後変化しとると思いますが、大きくは変わってないです。ガス業者をかえる権限が市にあれば変えられたら困りますから、業者もあんまり高うはとれんよねってこう思うんですけど。自分たちがもう自分たちの島と思ってればそこで平気で、平気じゃないかもしれないけど、まあこれくらいはええかねって思いながら値段を、高い値段を維持しようと思ってもある意味当然ですよ。大竹市は、というか市営住宅をもってる大竹市として業者をとりかえるとか、金額についてとやかくゆうとかいう権限はないという解釈なんですか。そこんところちょっと教えてください。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今の既に入居されておるアパートにつきましては市のほうで

ガス料金を下げるとかいった交渉はできない、口出しはできないというふうに考えております。あくまでも契約の当事者である入居者全員の意思に基づいてそういった交渉がされないとなんか個々にガス業者さんと契約されてますんで、ガスの解約についてもそうですし、全員が解約をしないとそのガス事業者さんを変えるということもできないというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 今ですね、御園2号棟、3号棟がもうじきなくなりますよね、そこにもガスの供給業者はいたわけですけども、その人たちのお客さんといいますか、営業の舞台はこの3月で終わってしまうのかなと思いますけども、そのことについて大竹市がどうなんかなんか私はわかりませんが、新6号棟に権利を引き継ぐことはしませんでしたよね。今訴訟が起こってるように聞いてますけども、裁判をしてるのは相手は相手の会社の社長でしょうね。裁判受けてるのは大竹市の代表たる入山市長だと思いますけども、そこで皆さんは何て主張してるか御存じですか。業者を決めるのは市役所の広範な権限だって主張してるんですよ。だから原告に対してあなたたちの主張は主張する権限はないんだっていうそういう論法ですよ。差異があり過ぎませんか。大竹市はさっきの分もそうですけど二枚舌をよく使う役所だと思いますけども、便宜的にすぐペロッと要らんことを言うわけですよ。そうするとすぐ次の場面でつじつまが合わなくなるんですけども、あの裁判では広範な権限、広範は違うかもしれませんが業者の選定は我々の権限だと。そもそも昭和のころから業者がいてずっとずっとそこで商売してるんですよ。で、よくLPの場合は設備のことがあって民間はかなりどぎついことやってます。なんやかんやで全部ガス屋さん負担させてそのかわりガスの供給させる値段も任せるって言って、エアコンから何から全部ガス業者にやらせるっていうのをこれ広ガスの人から聞きました。だからそういうことがあれば別です。だけど市営住宅の場合は全てを市がつくって配管から何から全てつくって、あとガスの供給とかメーターはもちろん業者のもんでしょうけども、そういう状態を変更をお願いするにはすごくしやすい状況でもともと設計してますよね。市営住宅には目的があるわけじゃないですか。住宅困窮者っていう言葉がいいかどうか知りませんが、市営住宅っていうのは公営住宅法の目的をもってやってるわけですから。ガスの高い人は家賃より高いんですよ。そういうことも見ながらそれで全然変えない。裁判になったら我々に権限があるんだって主張してですよ、そうじゃなければ業者と個人が契約してるんだから我々は首を突っ込めませんってこれがまさに私が今、3問目で聞いたかったことですよ。行政は民間の仕事、民間がいるときにどういう関与の仕方をするんだって、ちゃんと基本方針示せて。やっぱりおかしいと思いますよ。もちろんガスの配管って共通ですから、ガス屋さんを皆さんがばらばらでガスを買うわけにいけませんから、せめて一定期間ごとに、あんまり短かったら困りますから、ある程度長目でそのかわりそのとき入札するとかですね、何かやったらいいと思います。権限があるんでしょ。そこんところだけお願いします。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 先ほどお話がありました御園6号棟につきましては全くの新

設の建物ということで、入居者がそれぞれ別々のガス供給業者を選んでしまうということになりますとガスボンベであるとか供給設備を複数のガス業者さんが管理をするということになってしまいますんで、安全管理上支障があるということで今回は市のほうでガス業者さんを選定、6号棟についてはガス業者さんを市のほうで選定したというものでございます。既に入居者がありますアパートのガス供給業者も変更するということになりますと既に入居者さん個人が直接ガス供給業者さんとの間で契約を結んでおられますんで、ガス供給業者の変更等による契約の解除等につきましてはそれぞれ消費者さんの自由な意思に基づいて自主的な判断と自己責任において決定されるべきものであるというふうにご考慮しておるところです。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） じゃ今課長の答弁を整理しますけど、要するに6号棟は入居者がいないから、新築ですからね、だから便宜的に設置者である市が入居者に成りかわって業者を選ぶんですと。極端に言えば仮選定ですよ。入居者が選んだんじゃなくて市が成りかわってやっただけですよ。それですとその仮契約で未来永劫いくんですか。これ行政を舞台に商売してるわけですからエンドレスですと続くってことはあり得ないじゃないですか。その結果がこの8割も高いっていうガス料金に反映してるんですよ。そのことをガスを、市営住宅の運営を任されてる者としてどう考えますか。わしら知らないねっていうわけにいかんでしょ。そろそろ何とかしなくちゃいけない段階じゃないです。広範な権限があるんだったら権限を行使していろいろやったらいいじゃないですか。それが市民に対する責任じゃないです。下手したらまた裁判ですよ。こんな愚かな話でそんなトラブルを顕在化させないでほしいんですけども。片方では谷和の件で言えばですよ、わざわざ課長さんから、もちろん課長さんだけじゃないですよ、いろんな人が行ってますけども、課長ってというのは公務ですからね。ほかの連中は公務も何もないでしょうけども、大竹市の課長が公務の時間に行ったってことは何か意味がなけりゃ行けないですよ。私はそう感じました。そこまで業者の味方をするんかチェックを入れるんか私はわかりませんが嵐谷の件を考えたら皆さんたちのやってることは業者の後押しじゃないかというふうになら取れます。今回のこのガスについても皆さんは都市計画法で市営住宅の円滑な管理、運営を担ってるんですよ、事務分掌条例にそう書いてありますよ。ガス屋さんの経営を所掌じゃないんですよ。いつかは部長もガス屋さんのって言われましたよね、もうしばらく大竹市の部長さんですけども、やっぱりそういう言動には気をつけてほしい。この8割違うことについて都市計画課長はというか、市長はというか、どっちかな、建設部長さんもそうですけども、皆さんはこれ放置するんですか。住民がどう思ってるか、市営住宅のアパート指定管理者についてすごい高い割合で皆さん満足してるっていう妙なデータを公表したりしますけど、皆さんについてこの市営住宅のガスの金額がこんだけ違うことについてどう思ってますかって入居者の意識調査というか、する気がありますか。見たくないからしませんか。どっちでしょう。もっと谷和を見に行くなどは言いませんよ、結構ですよ谷和に行ってあげてほしい。しかし、すぐそこですよ御園市営住宅なんて。市の職員が行ったって話、私聞いたことがないですよ。行って調べてほしいとお願いしたらどう

しますか。わしゃ知らんって言うなら言っていたいただいても結構ですけども、やはり市営住宅の目的がありますから。そこんとはちゃんと考えてほしい。さっきの内規ですとかあれもそうですけども、やはり皆さんじゃない外部の人間が言うんです、市民が。人の気持ちが変わらなくなったら公務員できませんよ。私はそう思いますけど。そういう例えば市営住宅の満足度調査をするのであれば、ガス料金が違うことも当然あってしかるべきですよ。そういう気があるかどうかをお答えください。お願いします。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 市営住宅におけますガス料金の調査についてでございますけれども、先ほど新設いたします6号棟に関しましては供用開始の面で市のほうが決定させていただいておりますけれども、既に供用開始している市営住宅におきましてはそのガス業者の選定やそれに伴う価格等の交渉については公である市が関与することはできないということで考えておりますので、今のところ特に調査をしてという考えはございません。

○議長（児玉朋也） 日域議員。最後です。

○11番（日域 究） 何かあの部長の最後の一言ですね。その責任については県に戻られてもついていきますからね。

それで、じゃあ今の現状どうするんだということについて、する気はありませんってあしき状況を放置するんですってということなるんじゃないですか。それ知らないでいいわけですよ。そういう状況を知りながら、これはいろんな見方があるでしょうけども、さまざまありますよさまざまありますから、極端なことを言えば同じ棟に住んでる人が同じ料金払ってるかどうかクエスチョンマークですよ。規制はないわけですから。そこにガス屋さんで働いてる従業員の人が住んでたら、おまえ社員価格じゃけんねってわかりませんから。いろんなことがあるんですけどもやっぱりそういうことはしてほしくないですよ、市営住宅の中で。管理する総合的な、根本的な権限も責任もあるわけですから。こんだけ差異がありながら放置していたっていったら、これは裁判して勝てるかどうか知りませんが、そんなことをさせないでほしい。これは極端な状況ですから。そこまで部長が断言されたんでこれ以上言ってもしょうがないのかもしれません、これももし裁判になったとき部長は大竹市の部長ではないと思います、その時点ではね。あんまりにも違和感がありますよね。厄介なのはわかります。相手がいますから。さっきの土地を買う話にしてもそうですけど、相手がいるんですよ何でも。相手がいることを相手を見つけて、交渉したり説得したりたまには口論したりしながらするのが仕事じゃないですか。その厄介な仕事を全部皆さん避けてるような気がするんですけども。坪浦部長は任期の関係がありますからもう一回都市計画課長から答弁いただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 自由料金ということでガス料金に価格差が生じているということだろうと思います。供給ガス会社さんの保安体制とかサービスとか供給戸数によっても違いが生じているんであろうと思われま。そういったこともありますんで、一概にガス料金が高いとか安いとかいうちょっと比較はできないのかなとは思いますが。そういったこともありまして、それでもなお料金が高いついというふうに感じられるということであれ

ばガスの直接契約をされておられます入居者の方においてお話をしてもらう必要があるというふうに考えております。ということで、市のほうでガス料金についてどうですかという調査をすることについては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

それに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において3番、賀屋幸治議員、4番、北地範久議員、6番、和田芳弘議員、7番、大井渉議員、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井馨議員、10番、山崎年一議員、そして私1番、児玉を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、予算特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第19〔一括上程〕

議案第13号 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第17号 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について

議案第18号 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について

議案第27号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第34号 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてから、日程第19、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 網谷芳孝議員。

## 総務文教委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 番 号    | 件 名                                | 審査の結果 | 付託年月日    |
|--------|------------------------------------|-------|----------|
| 議案第13号 | 大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第16号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                  | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第17号 | 大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について       | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第18号 | 大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について          | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第27号 | 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について              | 原案可決  | 30. 3. 2 |
| 議案第34号 | 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）             | 原案可決  | 30. 3. 2 |

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、総務文教委員長報告を行います。

去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件につきまして、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、議案29号を除く7件の概要並びに結果について審査した順に御報告申し上げます。

まず議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についてでございます。本件ではまず、「総務省では消防団員の年間の報酬について3万6,000円で地方交付税を算定しており、出勤に当たる日額は7,000円としている。今回の5時間を超える出勤で6,000円という報酬は少し少ないと感じるが、退職金などを計算したときに総務省の出しているような額になるのか何う」との質疑に対し、「年報酬は総務省が示している額より少ない。消防力の両輪である消防団の定数確保は極めて大事なことで、消防団の事情や歴史的背景を分析した上で処遇改善について前向きに考えたい」との答弁

がございました。

次に、「大雨のときなど警報が続いたときの出勤時間は最長でどの程度を想定しているのか伺う」との質疑に対し、「活動時の疲労等を考えると直接の活動は8時間程度を限度として、人員の交代などを検討していかなければならないと考えている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第13号大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、「管理はどのようにしているのかを伺う」との質疑に対し、「基本的な維持管理については年間数度の草刈りや簡易的な補修を阿多田の自治会に委託したいと考えている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「これまでは条例に金額までうたっていたが、なぜ規則にかわるのか」との質疑に対し、「総合事業の訪問型サービス、通所型サービスについて説明する部分を国の要綱から規則に改めるものでお金を徴する部分について規則に委ねたわけではない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件ではまず、「ふるさと納税に係る事務手続においてピークである年末は現場も混乱していたのではないかと思うが、人手は足りたのか伺う」との質疑に対し、「平成28年度は総務課総務係の職員が年末年始出勤して対応した。平成29年度は12月初旬から1月下旬までの約2カ月間、臨時職員を1名配置したほか、年末年始は前年同様、総務課の職員が出勤し対応した」との答弁がございました。

次に、「今回の手すき和紙の里の工事は具体的にはどうする予定なのか伺う」との質疑に対し、「ドラム式のボイラーで和紙を乾燥させていた機械が故障したため、電熱式の大きな板のようなもので乾燥させる設備に変更する。また、水槽の表面を作業がしやすいように加工するほか、トイレのバリアフリー化や建物の一部を商品が展示できるような形にする」との答弁がございました。

次に、減収補てん債について「今回どういう税収が想定以上に伸びなかったのかを伺う」との質疑に対し、「大竹市の税収が伸びなかったのではなく、普通交付税の算定に際して、国が想定したほど税収が伸びなかったということになる。法人税割については国の推計のとおり伸びないということが多々あり、今年度減収補てん債を発行する予定として

いる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正についてでございますが、本件につきましては質疑、討論はともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についての2件は関連がありますので、一括して審査を行っております。

本2件では、「議案第18号の提案理由の中にマロンの里を効率的に運営し、また栗谷地域の活性化を継続的に推進するため本条例の一部を改正しようとするものであると書いてあるが、この2つを改正したらどういう活性化が見込めるのかと何う」との質疑に対し、「今回の条例改正により指定管理の期間を1年から3年とすることでマロンの里の運営に対し、これから長期の視点をもって取り組み、効率的に活性化に向けていろいろな知恵を出してやっていただけるものと期待している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第29号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定につい

て

○議長（児玉朋也） 日程第20、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、網谷議員には退席を願っておりますので御了承願います。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

総務文教副委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------|------------------------------|-------|----------|
| 議案第29号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |

平成30年3月2日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教副委員長 西村 一啓

〔総務文教副委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教副委員長（西村一啓） 去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に付託いただきました議案8件のうち、議案第29号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定については、大竹市議会委員会条例第17条の規定により、網谷委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について副委員長より御報告申し上げます。

本件では、「三倉岳県立自然公園協議会の会員数、会費はどういう状況なのか。また、会員は募集しているのか伺う」との質疑に対し、「一般会員が37名、特別賛助会員が23社おり、個人会員は2,000円、特別賛助会員は1万円の会費となっている。総会の際に会員募集の声かけを実施しており、昨年は1社ほど新規で入っていただいた」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案第29号の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第29号を採決いたします。
本件に対する副委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。
会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。
なお、再開は13時を予定いたしております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

11時55分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21～日程第38〔一括上程〕

- 議案第14号 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 大竹市税条例等の一部改正について
- 議案第19号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について
- 議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について
- 議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について
- 議案第25号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第28号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第32号 大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について
- 議案第35号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第37号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（児玉朋也） 日程第21、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、から日程第38、議案第38号損害賠償の額を定めることについてに至る18件を一括議題といたします。

本18件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------|---|-------|----------|
| 議案第14号 | 大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第15号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第19号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第21号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第22号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について | 修正可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第25号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第26号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について | 原案可決 | 30. 3. 2 |

| | | | |
|--------|------------------------------|------|----------|
| 議案第28号 | 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第32号 | 大竹市地域福社会館の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第33号 | 大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定について | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第35号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第36号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第37号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | 30. 3. 2 |
| 議案第38号 | 損害賠償の額を定めることについて | 原案可決 | 30. 3. 2 |

平成30年3月5日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、3月2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案18件につきましては、3月5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「社会福祉協議会に指定管理をさせるとのことだが、当該施設は以前から保育所的な運用をしているようである。児童福祉法の改正を受け、認可外保育所に該当する場合は届け出の必要があるが、児童館の運用実態と位置づけ、法的整理をどのように考えているか伺う」との質疑に対しまして、「阿多田児童館は設置当初から児童福祉法第24条のただし書きに基づき、いわゆる『特殊な地域』において保育所的な運営を児童館として行ってきたという経緯がある。法改正により平成27年4月にただし書きがとれた時点で県に確認したところ、従来の児童館的運営に大きな変更はないとの見解でもあり今に至って

る。現在、保育所等の再編計画を策定中で、各保育所の基本方針を検討しているところである。その中で児童館の運営の考え方についても一緒に検討しており、本3月議会中にお示ししたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について、議案第21号大竹市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第28号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての3件でございますが、本3件はいずれも質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「債務負担行為の補正として特定健康診査等に要する費用及び人間ドック等に要する経費ともに増額となっているが、理由を伺う」との質疑に対しまして、「特定健康診査、人間ドックいずれも受診者がふえている状況であり、当初設定をした債務負担行為額では予算不足が生じることが見込まれるので、増額補正を行うものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「条例案の第32条第3項において指定居宅介護事業者は利用者から支払いを受ける計画費、その他利用料に関する記録を当該提供の完結の日から5年間保存しなければならないと規定しているが、その理由を伺う。また、同条第2項では介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等の連絡調整や台帳等の記録については2年間保存としているが、これを5年に合わせる必要はないのか伺う」との質疑に対しまして、「国の基準においては2年間保存とされているが、例えば介護報酬の加算を誤って請求していたことがわかった場合などに返還を請求できる時効が5年間であるため、関連書類を事業所にも5年間保存してもらおうと独自に規定するものである。また、利用料に関する記録が5年間あればこうした場合に対応できるものと考え、同条第2項に規定する記録については国の基準どおり2年間保存としている」との答弁がございました。

次に、「第4条に要介護状態になった場合においてもその利用者が居宅において自立した生活を営むことができるように配慮して行なうるものでなければならないと規定をされているが、本人の意向ではなく経費、施設などの事情で居宅支援とされることがないか心配される。ケアマネジャーの判断もあると思うが、利用者への支援に対する考え方を伺う」との質疑に対しまして、「要介護認定を受けた方に対してはケアマネジャーが本人の意向、希望を踏まえ、みずからがもつ知識を加味し助言をしながら計画を立てることにな

る。施設を希望される場合も適切であれば協力しなければならないことになっている。ただし、サービスを組み合わせることで居宅で十分生活できるようであれば、本人の同意を得ながらサービス計画を立て、支援することになる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では初めに委員会から資料要求のあった、第6期の所得段階のまま変更せずに第7期の保険料を試算した場合の介護保険料の比較の表について、追加の説明がありました。

続いて質疑に入り、「まず追加の配付資料の試算については所得段階を第6期の基準のままとすること以外の条件は変更されていないか伺う。また国の基準と他市の状況の説明があったが、他市は状況により設定の仕方にばらつきがあるようである。国の基準に合わせなくてもペナルティーはないのか伺う」との質疑に対しまして、「この試算については介護給付費準備基金からの繰入額などの条件は一切変えていない。また、基準を市独自に設定することについて、国からのペナルティーは特にない」との答弁がありました。

次に、「保険料の設定の際に国が示す基準はどのように示されているのか伺う。また所得税などと異なり、所得の1円の差で段階が変わることにより保険料額が大きく増減する場合があることについて、調整ができないのか伺う」との質疑に対して、「国の基準は介護保険法施行令で定められており、具体的な金額は同施行規則で定められている。これを変えることは可能であり、ペナルティーはないが『国に定める額によることが適当でない』と認められる特別の必要がある場合』に変えることができるとされているため、議案では国の基準どおりとして提案をしている。また、第8段階と第9段階については基準に合わせれば減額になる方がいる。このケースで国の基準に合わせず変更するとした場合、『適当でない』と認められる特別の必要がある場合』に該当するかどうか考慮し、その上で国の基準に合わせるという判断をし、提案をしている。所得段階のほか、保険料率についても特別の理由があれば国の基準から変えることができるため、一定の細分化は可能だが、段階的に保険料を定めるという仕組みは介護保険法施行令で定められているため変更できない」との答弁がございました。

次に、「議案における保険料の提案については減額と増額の方の差が大きいと感じた。今回は第6期の所得段階のままとする試算のとおりとすれば、増減の幅も少なく理解をしてもらいやすいと思う。当面第7期を第6期どおりとして国の基準に合わせていくよう調整を加えていくことは可能であるか伺う」との質疑に対しまして、「第7期の3年間でそうした調整をしていくのは難しい。3年後の第8期のときに国の基準がどのようになるのか不明であるが、その際改めて国の基準に合わせるかどうかの判断をすることになるものと考えている」との答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結した時点で2名の委員から修正案の提出がございました。修正案の趣旨は第7期における介護保険料を第6期と同じ所得段階で算出したものとするよう修正をするというものでございます。修正案はお手元の審査報告書に添付しております。

次に、提出者から趣旨の説明がございました。その内容は、「執行部が提案の第7期における介護保険料については本人課税で合計所得金額400万円未満の段階について、国の示す基準に合わせて算出するというものである。執行部の提案どおり所得段階を変えると第6期から第7期への移行で所得段階が変更する方がおり、これに該当する場合、他の所得段階の方と比較して増減の幅が大きくなる。特に合計所得金額120万円から125万円の方は年額6,293円の増額となり、基準となる第5段階の方の204円と比べ30倍以上の増額となる。また執行部の説明では第7段階における合計所得金額190万円以上200万円未満の方は1万1,790円減額になるということであるが、増額となる方と減額となる方の差が1万8,000円ほどになり、非常に大きいと感じた。同じく執行部の説明では、『基準の保険料が余り変わらないように工夫したことで市民の理解も得られるのではないかと』といった提案であり、『所得段階を国の基準に合わせたい』ということであった。今回第6期と同じ所得段階で保険料を試算した結果の表では保険料の増額が第1段階では48円でありそこから順次段階ごとに多くなり一番所得の高い第11段階では178円の増加であった。この試算の結果の改定であれば所得段階間の不公平感もなく、多くの市民の皆さんに理解をいただけるのではないかと考えた。国の基準に合わせないことでペナルティーを課せられることはないという説明もあった。また他市でも本人課税で合計所得金額120万円から125万の所得段階について国の基準とは異なる設定をしている市もあるということであった。国の基準に合わせることで事務の効率化が図れるということも理解はできるが、保険料の改定に当たっては特に所得の低い層の方への配慮をしていただければと考え、本修正案を提案する」というものでした。

本修正案に対する委員への質疑を求めたところ、「この修正案では議案第22号の改正条例文におけるどの部分を改正しようとするものか」との質疑に対し、「第7期の保険料を第6期の所得段階を用いて試算された配付資料のとおり保険料及び所得段階を修正しようとするものである。執行部の提案では第4条の改正条例文の文中において所得段階別の保険料に係る部分については、例えば第1段階のところでは同項第1号中3万138円を3万240円に改め、とされているところを3万186円と修正しており、以下段階順に修正をしている。また、所得段階に係る部分については同じく第4条の改正条例文中において、同号ア中が125万円未満をから120万円未満に改めのところを125万円に戻すよう修正するなど、改正前の第6期の所得段階のままとなるよう修正をしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、原案及び修正案の一括討論に入りましたが討論はなく、修正案を起立により採決、次に修正案を除く原案を簡易採決によりそれぞれ行った結果、本件は修正可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第32号大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定についての2件でございますが、本2件は質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件では

「本市において運動施設の敷地面積の割合が50%を超える公園は何か所あるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内では現在50%を超える公園はない」との答弁がございました。

次に「都市公園においては運動施設のほかに何か制限があるのか伺う」との質疑に対しまして、「都市公園に設置するものは休憩所や建築物、遊戯施設や噴水等があるが、建築物の面積要件について定められている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「実際に認知症や障害などで収入申告の提出が困難という事例はあったのか伺う」との質疑に対しまして、「入居者に対しては毎年6月ごろに申告の依頼をしており、当初の期限においてはある程度未提出もあるが、電話や文書などで再度依頼をすることで平成29年度及び平成30年度については全員から提出を受けている」との答弁がありました。

次に「条例における認知症である者とはどのように判断するのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には医師の診断書で判断することとなっている。診断書がないため確認できない場合は福祉部局等と連携をとり、医療、介護等の職務に従事している職員の意見など聞き取り調査をした上、認知症に準ずるものとして判断していくこととなる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第38号損害賠償の額を定めることについてでございますが、本件では、「損害賠償額は保険から支払われるものであると思うが、損害賠償の支払いがあったことがわかるよう、決算書にも記載されたほうがよいと考える。記載されないのであればその理由を伺う」との質疑に対しまして、「市有物件共済金の保険に加入しておりその保険金は市の会計を通さずに直接相手方に支払われるために、決算書には記載されない。しかし、市が当事者であることに変わりはないため保険金額が100万円以下の場合、議会の委任を受けて市長が専決し、議会に報告を行っておる。今回のように100万円を超える場合は議案として議会の議決をいただいており、議会の関与なしに終わってしまうことはない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「年度途中に減免対象となる場合は月割り額で適用されるのか」との質疑に対しまして、「軽自動車税は年額で設定されており、月割り額での減免の適用はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「大竹市において小栗林集会所のほかに指定管理者制度を導入している集会所は幾つあるのか」との質疑に対しまして、「本市においては松ヶ原町集会所と木野集会所についても指定管理者制度を導入している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案18件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本18件のうち議案第22号を除く17件を一括採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本17件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により3月14日から3月25日までの12日間、休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月25日までの12日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、直ちに第1委員会室において正副委員長互選などのため、予算特別委員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

関係者はお含みの上、御参集ください。

3月26日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時25分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月13日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨